

建久三年「伊勢太神宮領注文」と『神鳳鈔』

——神宮領分析の基礎視角——

稲 本 紀 昭

【要約】 建久三年に太政官へ注進された伊勢神宮領注文と、『神鳳鈔』の両資料は、神宮領を研究する上で、最重要な資料である事は論を俟たないが、しかし、従来この両資料の性格について十分検討される事なく使用されて来た嫌いがある。本論では、この反省に立って検討を加えた結果、神宮領注文は、伊勢国内の神郡所在の所領と、国外・非神郡の直轄的所領が欠落している事が明らかとなった。また、『神鳳鈔』は、神宮領注文とは別個の性格を持つ祭祀体系の確立を企図した承久年間の注進、遷宮時の日食米賦課を目的とした注進等から成り立っており、特に前者の承久の注進は、従来は神宮領の全貌を示すと考えられて来たが、事実は内宮領のみである事、また本書全体の性格から、直轄領は欠如している事等々が明らかとなった。これらの結論の上に立って、今後の神宮領研究が行われる必要がある事を提起した。

史林 六八巻一号 一九八五年一月

はじめに

『神宮雜書』に所収されている、いわゆる建久三年の「伊勢太神宮神領注文」（以下、「神領注文」と略称）と『神鳳鈔』^①が伊勢神宮領を説明する上で不可欠な資料である事は、今更贅言する必要のない事であろう。事実、神宮領に言及した論文^②にあっては、何らかの形でこの両資料を分析対象にしているのである。しかしながら、西垣晴次氏が述べておられるように、両資料について資料的分析を行った研究は極めて少く、多くの論稿は両資料への多少の疑問を表明しながらも、殆ど無批判に使用しているのが研究現状であるといつてよい。この結果、多くの論稿は神宮領を總体的に、構造的に把握す

る道を自ら塞ぐ事になり、部分的、表面的分析に終始する事となっているのである。そこで本稿では、まず、両資料に就いて、従来の研究成果を概観し、ついで、その基本的性格を二・三指摘する事によって神宮領を分析するに際しての基礎的視角を提起する事にしたい。

「神領注文」を素材にし、神宮領を論じた主要な研究としては、

- (1) 萩原龍夫氏 「伊勢信仰の発展と祭祀組織」^③
- (2) 網野善彦氏 「荘園公領制の形成と構造」^④
- (3) 棚橋光男氏 「中世伊勢神宮領の形成」^⑤
- (4) 西垣晴次氏 「中世神宮領の構造」^⑥

があげられる。(1)は「神領注文」を本格的に取り上げ、神宮領を分析した最初の研究であり、御厨・御園(以下、御厨園と略記)が、「十一世紀後半以後、荘園寄進とほぼ同様な形で、神宮私幣化にともなうて勃興したもの」と明確に規定を行つたうえ、大庭・相馬御厨などを対象に、寄進の歴史的事情、口入神主の性格などを分析したものである。ただし、氏は「神領注文」そのものについては、所載の「御厨の数が少なすぎるのが欠点であるが」と述べるにとどまっている。氏の研究は、御厨園の成立とその主体となった階層、契機とを統一的に把握したものととして、神宮領研究のレベルを飛躍的に進めたものであったが、今ふりかえれば、若干の問題があるようである。その一は、「神領注文」の御厨園数が少なすぎると正当な疑問を提起しながらも、その意味、理由を追及されなかった事、つまり、資料的性格―信憑性でなく―に言及されなかった事である。その二は、これと深く関連するが、「神領注文」所載の御厨園を以って、神宮領の代表的御厨園とされた事である。この点については、第一章で詳述したいが、同資料に欠落した御厨園は多く、しかもそれは恣意的・偶然的ではなく、神宮の、国家的に公認された権利の行使に基づく欠落なのであって、この事を明らかにすれば、同資料所載の御厨園は決して神宮の代表的所領とは見なされないと結論に至るのである。むしろ、神宮領を構成する諸所領^⑦

の最も外縁に位置する一類型にすぎない事が明確となろう。(2)は、「往古神領」以下、御厨園の成立画期と地域的分布を分析し、「古い起源をもつ神戸・御厨」が「伊勢・志摩を中心に、(中略)東海道諸国に圧倒的に分布し」、「東国に神領が拡大しはじめるのは院政期に入ってから」とされ、その形成に権禰宜層の積極的役割を認められている。時代的地域的差異を考察する事によって、萩原氏の成果を一步進めたものといえよう。^⑧しかし、氏にあっては、先の問題点一・二は依然として残るのであり、この点、氏の主張も、その他の御厨園を考察に入れて再吟味されなければならないだろう。(3)・(4)はほぼ同時期に発表されたものであるが、(3)は、神宮支配機構と、戸田以下神宮領全般にわたる、いわば、伊勢神宮の中世的成立を論じた画期的な論文であるが、今、関係する点のみ摘記すれば、「神領注文」の史料の信憑性を詳細に検討された上で、「十一世紀末から、十二世紀初頭における本宮庁(禰宜庁)の機構的確立を密接不可分の過程として」、御厨園が設置された事、またこれら御厨は、大庭・相馬御厨と異なり、「給主」すなわち「禰宜・権禰宜のきわめて強固な支配権を示している」と述べられた。ここに始めて、「神領注文」の史料の検討が行われるとともに、御厨園の内部構造にまで言及され、戸田・神田等の考察と合わせて、神宮領全般の構造的な把握が行われ、研究水準を大きく前進させたのである。しかし、氏も、同資料の性格については言及されていない。が、分析対象を伊勢国外の御厨園に限定した事に関連されて「伊勢国内の御厨・御園は謀叛人跡」(伊勢)平氏没官領の書き上げが主目的であるように思われるから」と述べられている点に、氏と同資料の性格に対する考え方の一端が窺えうようである。^⑨やはり、氏の場合も、先の問題点は未解決のままであるといわねばならない。(4)は、「神領注文」のみならず、『神鳳鈔』についても詳細な、本格的な検討を加えられたものである。氏は志摩国所在の御厨園について神宮が注進を拒否している点に典型的にみられるように、「神領注文」が、太政官と神宮の「新制の請文をめぐって対抗していたなかからうみだされたもの」である事を鋭く指摘されるとともに、『神鳳鈔』にみえる建久四年の注文こそこの対抗関係の過程で、改めて神宮より提出されたものと両資料の連関を強調されたのである。すなわち、氏は、「神領注文」と建久四年の注文とを比較した場合、前者の御厨園数が少ない理

由を、神宮の抵抗の所産として位置付けられたのである。ここに始めて不記載の理由が注目され、同資料の性格にメスが入られたのであった。氏は以上の検討の上になつて、建久三・四年の両注文に「記載された所領をもって、建久年間における神宮領のすべてであることには疑問が残る」とされながらも、「ほぼ建久年間の神宮の所領であった」という前提の下に、神宮領の分析、所領の形態、収取形態を詳細に分析されたのであった。氏は以上のように同資料が、御厨園を欠落させた基本的理由を神宮の抵抗に求めながらも、他方では、不記載の理由を個別的に検討され、その理由を武士の押領により、神宮の支配力が及んでいなかった所領、相論中のもの、没官領、その他相博、国司の妨げ等々を挙げておられる。^⑩

このように、同資料の性格を、政治史過程から、あるいは個別・具体的事由から、検討された意義は、今後、同資料を有効に活用する上で、非常に大きいものといつてよい。しかしながら、同資料の基本的性格は、これによって解明されたとは考えられないのである。すなわち、不記載の理由が、氏の挙げられた事由のみで説明しうるかという疑問であり、この疑問は、逆に言えば、記載された御厨園の、まさしく記載された理由は何かを問う事でもあり、またそれら御厨園の性格を問う事でもある。この点については第一章で述べたいと思う。(なお、同資料の信憑性については棚橋、西垣両氏によって史料的评价を得ており、ここでは問題としない。)

次に同じく『神鳳鈔』の研究史についてふれておきたい。主要な論稿としては

- (1) 玉村禎祥氏 (a) 『神鳳鈔』の問題点^⑪
(b) 『神鳳鈔』の性格と伊勢神宮領^⑫
- (2) 西田長男氏 解題『神鳳鈔』^⑬
- (3) 西川順土氏 「神鳳鈔の成立について」^⑭
- (4) 西垣晴次氏 前掲論文

(1)(a)は、『神宮雑例集』(以下『雑例集』と略称)、「神領注文」、「神鳳鈔」の各資料中の御厨園の記載有無、順序、ある

いは『神鳳鈔』における「内」、「外」、「二宮」の傍注の有無、比率を検討したものの。氏はこの論稿で、『雜例集』多氣郡にあげられた内宮領御厨園が、『神鳳鈔』同郡の建久四年の注文内にすべて含まれている事を指摘されているのは注目される。(1) bは、『神鳳鈔』中にみられる「承久注進定」内に記載されたものと、それ以外とは記載様式が異なる事に注意され、その相違が、神宮領としての相違に由るとされると共に、前者の御厨園が神宮領の中核部分をなすと主張された。(2)は解題である事を考慮せねばならぬが、いわゆる「氏経本」と「旧文殿本」を書写した「御巫本」とを対校され、後者が原本に近いものである事を明らかにされた上、同書の成立時期を、「延文五年をあまり降らないころおい、内宮祠官の手に編述された」とし、その原本は、内宮の延文五年の「本宮注進本」と外宮「于時一禰宜晴宗神主之本等」を基にし、編者による訂正・増補が加えられ成立したとされた。また所載の神宮領については、建久四年の注文、承久注進定内のそれらは鎌倉期の神宮領の現況を示すが、それ以後、南北朝期迄増加した神宮領を書き加えたとしながらも、必ずしも南北朝の神宮領現況を表わしたのではなく、すでに退転した神宮領をも記載した可能性を示唆されている。(3)は、本書の資料的性格のについて、本格的な考察をした最初の業績とあってよく、提起された論点も多岐にわたる。その中で注目すべき点は、本書は、延文五年作成の「本宮注進本」とやはり同年作成の「外宮注進本」を書写した晴宗神主本、その他の文献を勘文して書写したものから成り立つとされ、成立時期、構成について西田氏と考えを異にされている点であり、またこの注進が「造替遷宮とはかなり関係して居るやうに思はれ、寧ろ遷宮の料の徴収に当って神領の全容を把握する必要もあった」と注進本の性格に言及されている点である。しかも、本書が、注進本を基にしているにもかかわらず、御厨園の追記・脱落がままみられる理由を、本書の杜撰さに求めるのではなく、本書に「此外果子魚貝已下供祭御贄進濟御領等略之」とあるのに注目され、「御贄進濟御領は略かれていた可能性が強い」と本書の基本的性格（注進の基本的性格）を正しく指摘されたのである。氏の論稿は、右のごとく、遷宮との関係、御贄進濟御厨の省略等、本書の資料的性格を今後検討する上で、提起された問題は重要である。(4)については前述したので省略する。

以上、主要な論稿を概観したが、承久注進定の理解を始め、本書の性格、あるいは成立経緯、時期等について残された問題は多いといわねばならない。第二章ではこれら諸問題について考察したい。

- ① 両者とも、『神宮古典籍 6 神宮神領記』に所収されている。特に同書には「神鳳鈔」は「氏経本」「御巫本」双方が所収されており、研究する上で、与えられた便宜は大きい。なお、本稿では『神鳳鈔』は特に断らない限り「御巫本」に拠る。
- ② 西垣晴次「中世神宮領の構造」和歌森太郎先生『古代・中世の社会と民俗文化』所収)
- ③ 萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』補論
- ④ 竹内理三編『土地制度史』第四章第2節
- ⑤ 棚橋光男『中世成玄期の法と國家』Ⅶ
- ⑥ 注②論文
- ⑦ 戸田・寄戸等は神宮領の重要構成要素であるが、本稿は、神宮領全体を考察するものではないので、捨象した。
- ⑧ ただし、網野氏の「往古神領」の解釈については棚橋氏の批判がある(注⑤論文)。
- ⑨ 確かに、伊勢国内の御厨園、たとえば、若松南・為元・成高御厨については、没官領の記載はあるが、その他については没官領であった証拠はなく、逆に上野国高山御厨などに没官地の記載があり、氏の主張には矛盾がある。
- ⑩ ただし、氏は(註)において、神三郡、朝明、員弁郡所在の所領は記載はなく、安西郡に一ヶ所のみと述べられ、この理由を、神三郡の歴史的性格に基づくとされている。この事と、本文であげられた神宮の抵抗以下の諸理由といかに関係するのか整合的に説明されていないように思われる。
- ⑪ 立正大学史学会編『宗教社会史研究』所収
- ⑫ 『立正史学』四十五号
- ⑬ 『群書解題』第六卷所収
- ⑭ 『神道史研究』二十八卷二号
- ⑮ 西川氏も指摘されているごとく、玉村氏の論稿は「氏経本」に拠っているため、「氏経本」の誤記を始めとする問題点を考慮されていない点、残念である。
- ⑯ ただし、承久年間の注進(承久注進定)については、公卿勅使の派遣、禰宜定員の増員など、承久年間の、朝廷と神宮との関係から説明されている。また「遷宮の料」を氏は、役夫工米徴収と考えておられるが、改めて述べる間でもなく、神宮領は役夫工米は免除されており、これは第二章でのべるとく「日食米」の徴収である。この他氏の論稿は細部に至れば、問題は多い。

一 「神領注文」について

「神領注文」の資料的性格を明らかにする作業として、先ず、伊勢国内の御厨園の所在郡を確定する事から始めたい。第1表は、所在郡を一覧したものであるが、その所在郡に疑義があるものについて、以下検討を加える。

第1表

御厨園名	内・外宮	御 贊 米 等	所属郡
志戸神	二 宮		一志
河曲神	"		河鹿
鈴鹿神	"		桑一志
桑原神	"		"
蘇波出	内 外		"
彼野賀	"		"
阿射賀	"		"
八太田	内 "		奄芸
部淵	"		河曲
片垣	"		
(以上「嘉承注文」内)			
生厨	内	20万石、凡絹百疋	一志
大曾厨	二 宮	内300文、外雑用料 田13町	奄芸
越智厨	内	3石、雑用折3石	"
近連厨	"	2石4斗	一志
永目厨	"	3石	"
甚目園	"	3石	"
若栗園	"	1石5斗、雑用料 神田1町	"
津安田園	"	1石2斗	"
深馬路厨	"	3石	河曲
野日厨	"	1石5斗	"
若松南厨	"	1石	"
若松厨	外 内	5石	"
南厨	"	1石、雑用米8石	河曲
河筭厨	"	2石	"
楊江厨	"	5石	"
嶋野厨	"	魚介御贊	奄芸
吉清厨	"	6石、起請米20石	"
豊田厨	"	2石、起請米4石	鹿
末田厨	"	3石	鈴
黒田厨	"	2石5斗	"
安田厨	"	6石	"
河山厨	二 宮	1石5斗	河曲
山田厨	"	4石	"
得邊厨	"	内・5石、外・3石	河曲
生厨	"	内・1石、雑用2石	"
元厨	"	内・1石3斗、雑用1石	奄芸
黒田厨	外	内・5石、外・5石	"
原厨	"	内・3石、雑用米7石	"
成厨	"	内・5石	"
永高厨	外	3石その他	鹿
須崎厨	"	3石その他	鈴鹿
富津厨	"	6石、起請米6石	河曲
庄野厨	"	2石、起請米8石	"
	"	6石、起請米10石	"
	"	6石	桑名
	二 宮	内・3石	鈴鹿

〔所属郡は主として『神鳳鈔』に拠った〕

* (1) 黒野御厨 『神鳳鈔』には、(イ) 河曲郡に内宮領黒野御厨、(ロ) 一志郡に外宮領南・北黒野御厨、(ハ) 同郡に黒野御園を載せる。(イ)は内宮領である事、(ハ)は『諸国御厨御園帳』(以下「御厨帳」と略称)には黒田御園とあり『神鳳鈔』の誤記と考えられ、該当しなく(ロ)は「御厨帳」にも、南・北とみえ、この両御厨が、延久四年、醍醐寺領曾禰庄から、「妨立大宮御榊、不令漑入同庄困堰溝水」と訴えられた度会連頼と関係深い黒野御厨と同じであり、「神領注文」のそれとも同じである事は疑いないところであろう。

* (2) 八太御厨 『神鳳鈔』には、(イ) 桑名郡外宮領、(ロ) 一志郡に同じく外宮領(上分米二十五石) 八太御厨がみえる。(イ)は「御厨帳」に記載がないのに対し、(ロ)は『雜例集』、「御厨帳」(所当米二十五石)ともみえ、(ロ)と確定できる。

* (3) 部田御厨 『神鳳鈔』には、(イ) 安西郡の「御贄注文定」内に内宮領、上分米十石と(ロ) 奄芸郡にも部田御厨をのせる。この(イ)・(ロ)の比定地については、文禄検地帳写(伊勢国中御換地高帳)には、(a) 奄芸郡上津部田(津市一身田町上津部田)、(b) 奄芸郡大部田(浄市上浜町を中心とする地域)、(c) 安濃郡下部田(津市内の志登茂川(近世の部田川)と安濃川に挟まれた地域)の三つの部田があり、これらは関町より津市大里窪田町を経て市街地に至る参宮街道沿いに^(b) ↓(c)の順に位置している。(c)が(イ)の御厨、(a)・(b)両地が(ロ)の御厨地に比定されている。しかし、この両御厨は別個のものではなく、本来、同じ御厨であり、その境域が安濃・奄芸両郡にまたがって存在していたと考える方が事実に近いと思われる。⁽⁷⁾ (ロ)が『神鳳鈔』には上分米の記載もみられないのは、それ故であろう。従ってこの御厨の中心地域が安濃郡にあつたにせよ、奄芸郡にも御厨域があつたため、注進されたと解釈できる。⁽⁸⁾

* (4) 菰生御厨 『神鳳鈔』には一志郡にのせるが(上分米六石)、『雑例集』では飯高郡にのせる。比定地は一志郡三雲村甚目内の小字瓜生、同郡嬉野町見永の小字宇竜、同町中川の小字雨竜等々が考えられているが、『雑例集』の記事も無視できない。あるいは両郡に散在したものであろうか。何れとも決め難いが、帰納法的に言えば、一志郡内と考えられる事は後述する。

* (5) 若栗御厨 『神鳳鈔』では、(イ) 一志郡に内宮領若栗御厨(上分米一石五斗)、(ロ) 奄芸郡に外宮領若栗御厨をのせ、「又内宮領在之」の傍注を付す。『雑例集』では一志郡に内宮領若栗御厨を載せており、内宮領、上分米数値の一致から、『神鳳鈔』が御厨とするのは誤記で、(イ)が該当する。

* (6) 平津安田御厨 『雑例集』一志郡中に、平津安田御厨がみえ、所在郡には問題がない。『神鳳鈔』には一志郡に平津御厨を載せるが、これが同一御厨である事は、上分米の一致、傍注に異本として安田とある事、また後になるが、「享徳元年序宣注文」⁽⁹⁾には一志郡安田と載せている事より明らか。

* (7) 若松南・若松御厨、『神鳳鈔』には河曲郡中に、

(イ) 内(別筆) 外宮(朱) 若松南御厨廿町一石 月十二

と、行間に追筆で (ロ)、若松御厨内宮一石

と載せ、(ハ) 飯高郡中に

内(朱)八ヶ里 イ廿町 十二石
若松御厨 十八石

イ本三石云々

と載せる。『雑例集』飯高郡中に内宮領若松御厨がみえ、これは(ハ)と同じであり、「神領注文」のそれとは異なる事は明らか。「御厨帳」には、「河曲郡に若松御厨(上分米五石)がみえ、「神領注文」の外宮若松御厨と上分米が一致する事とい、若松御厨は河曲郡と断定できる。一方若松南御厨に関しては、『神鳳鈔』の外宮とする傍注が誤記であり別筆で「内」とした傍注が正しく、(イ)と「神領注文」のそれと同一であろう。また(ロ)は追筆自体が誤記と思われる。^⑩

* (8) 河南御厨 『神鳳鈔』では(イ) 河曲郡中に、内宮領河南・河(北) 御厨上分米一石、口入米七石、(ロ) 飯高郡中に内宮領河南・河北御厨、(ハ) 鈴鹿郡中に河南御厨を載せる。(ロ)は滝野御園に包摂されるもので、同御園の『神鳳鈔』の傍注「綿廿両河北、河南役菓子御贄二十」は、時代は降るが、『内宮年中神役下行記』(以下『下行記』と略称)に「滝野綿上分、河北河南ヨリ沙汰」以下の記載と符合する。『神鳳鈔』の編者が両御厨を別箇のものと考え記載したものであろう。

(ハ)は、内宮領であろうが、河曲郡のそれを誤記した可能性が高い。これに対し、(イ)は上分米が一致する事、また『三長記』建永元年六月二十日・九月十日各条に、河曲郡江嶋御厨と、今里村をめぐって相論を起している河南御厨が存在する事、『下行記』、「享徳元年庁宜注文」にも、河曲郡に河南・河北とみえる事等々から、(イ)と断定できる。

* (9) 為元御厨 『神鳳鈔』には (イ) 奄芸郡に二宮領(上分米各三十石)、(ロ) 三重郡に内宮領為元御厨を載せる。「御厨帳」にも奄芸郡中に載せ、上分米三十石とある事から、(イ)が該当しよう。因みに(ロ)は、「神領注文」に「承安年中相加神郡所在田畠」とあるのにまさしくあたるものであろう。(イ)・(ロ)は結局同一の御厨で、両郡に散在したため、編者はこれ

を別のものとして記載したと思われる。

* (10) 南黒田御厨 『神鳳鈔』には(イ)飯高郡に内宮領、(ロ) 奄芸郡に外宮領(上分米三石)の南黒田御厨を載せる。「御厨帳」も奄芸郡(上分米三石)にみえる事から(ロ)が該当する。

* (11) 成高御厨 「神領注文」には本名高成とある。『神鳳鈔』には(イ) 河曲郡に外宮領高成御厨(上分米六石)、(ロ) 鈴鹿郡に成高御厨を載せる。一方「御厨帳」は河曲郡に成高御厨(上分米六石)を載せ、「近代号高富御厨云々 同所異名歟」と傍注を付すが、これは高成の誤記と思われ、上分米の一致といい、(イ)が該当する事は間違いない。

* (12) 須可崎御厨 『神鳳鈔』は鈴鹿郡に載せ、「御厨帳」は河曲郡に(上分米六石)載せるが、鈴鹿市須賀が比定地と考えられる事から後者の河曲郡とする記載が正しい。

* (13) 富津御厨 『神鳳鈔』、「御厨帳」、「外宮神領目録」⁽¹⁴⁾、「享徳元年庁宣注文」等、富津御厨の記載が混乱しているので、これを整理すると、

資料	郡		桑名郡	員弁郡	
	内・外宮	上分米等		内・外宮	上分米等
神鳳鈔	内・外	(内)五斗 (外)六石・十九町	内	五斗	
御厨帳	外	七石(富津猪飼)	外	六石(此外副米一石)	
外宮神領目録	外	六石(此外副米一石)	外	六石(此外副米一石)	
享徳元年 庁宣注文	内	一石	×	×	

記載がほぼ一致している桑名郡に求めてよいと思われる。⁽¹⁴⁾

以上、所在郡に疑義があるものについて、検討を加えて来たが、ここでふたたび第1表に戻り、各御厨園の所在郡を通

(其他『神鳳鈔』には桑名郡に内宮領東富津御厨(十九町)、員弁郡に同領東富津御厨(五斗、同田井郷と傍注)を載せる。)

この混乱は、桑名郡の富津・東富津御厨と、員弁郡の、比定地不詳であるが、東員町穴太付近に求められる富津・東富津御厨を混同したためであるが、「神領注文」の富津御厨は『神鳳鈔』以下、

次に、では非神郡所在の神宮領は全て注進されたのであろうかという当然の疑問が生ずる。これを検討するため、建久年間に至る迄の諸資史料に見える御厨園神田等を列挙したのが第2表である。この表によって、神郡所在の神宮領は一ヶ所も「神領注文」には記載されていない事を先ず確認した上で、少数ながらも、非神郡所在の御厨園が、「神領注文」に未記載である事に注意し、以下、それら御厨園を個別的に検討を加える事によって、その理由を明らかにしたい。

* (1) 島抜御厨 この御厨は、神宮領御厨園中初見のものであるが、『神鳳鈔』によれば、上分として塩三石（御厨帳では四石）と塩を進済していた事に注意したい。『中右記』元永元年九月九日条によれば、皇后宮領と境相論を起こしているが、この記事からすれば、これに先立つ七月二十五日条に「太神宮白塩之御厨」と称せられているのは当御厨の事となり、塩貢進の御厨であった事が確認される。また、建久二年の「二所太神宮神主解」には「島抜御厨貢御人為頼」と貢御人の存在が知られる事も合せて注意しておきたい。

* (2) 鵜岡御園 この御園は、「大治二年書写史記孝帝本紀裏文書」にみえるものであるが、これが、『神鳳鈔』鈴鹿郡中にみえる鵜岡御厨（上分米一斗）と同一であるかは疑問もあるが、他に関係史料もなく仮りに同じであるとした場合、右史料に、「鵜岡御園貢進文序判」とある事に注意しておきたい。

* (3) 林前（崎）御厨、西垣氏が没官領の場合として挙げておられる御厨である。『吾妻鏡』文治二年六月二十九日条によれば、平家資没官領であったため、宇佐美実正を地頭に補任したが、神宮の訴訟により停廢、「為神宮之沙汰、可致有限御上分已下雑事之沙汰」と神宮の「沙汰」が認められている。従って、建久三年当時は、神宮の支配下にあったと思われる。『神鳳鈔』には奄芸郡中に、承久注進定内に内宮領と記載され（上分米三石）、「河曲郡歟」の傍注を付す。『下行記』には河曲郡とあり、比定地鈴鹿市林崎からすれば、河曲郡が正しい。一方、「御厨帳」にも記載され（上分米六石）、外宮領でもあった。しかし、何れにしても、この御厨が、「神領注文」に欠落している理由は不詳としかいえない。強いて推測すれば、承久注進定内に記載されながら、建久四年の注進によって合点したという朱点が無いところから、当

時一時的にせよ何らかの事情で神宮の支配から離れていたのではないかと思われる^⑩。また、奄芸郡も記載されている事、外宮領でもあった事など当御厨には疑問な点が多く、後考をまちたい。

* (4)・(5) 焼出・別保御厨 以上は所在郡にも問題があるので検討をしておきたい。焼出御厨は、『神鳳鈔』では一志郡外宮領とあるが、『雜例集』にはみえず、「御厨帳」では阿濃郡に載せ、上分塩九斗とする。比定地は津市藤方とする説が有力。別保御厨は、『神鳳鈔』では安東郡に追筆で、また安西郡にも、内宮領一町三段、「奄芸郡敷」の傍注を付す。

建久三年の『皇太神宮年中行事』^⑪（以下『年中行事』と略称）には「阿濃津御厨などとともに」「三度御祭并祈年及公卿 勅使、臨時奉幣使、六節会之時、任先例、可進魚貝之由、神領嶋々」としてあげられ、阿濃津御厨と同じ性格を有する御厨であった事に注意しておきたい。なお比定地は河芸郡河芸町の中別保周辺とされている。この両御厨の比定地、所在郡は未だ検討すべき点があるが、仮りに、それぞれ一志郡、奄芸郡とした場合でも、前者が島抜御厨と同じく塩を、後者が魚貝を貢進する御厨であった事、何よりも、出典史料が、「大神宮出船注文」である事を考えれば、そこに海民⇨貢御人の存在が推測され、注意されるのである。

以上検討した結果、不明の林崎御厨、鶯岡御園を除けば、いずれも、塩・魚貝を貢進する御厨で、貢御人の存在が推測される御厨であった事が明らかとなった。この点をより明確にするため、視点をかえ、『年中行事』にみえる三河国所在の次の三ヶ所の御厨園について考察しよう。同書の記載を要約すると、

- (イ) 泉御園 四月十四日風日祈祭直会饗祈所
- (ロ) 杉山御厨 七月四日風日祈神態庶饗祈所
- (ハ) 河内御園 十月一日更衣神事饗祈所

とあり、因みに『神鳳鈔』では(イ)は、四月七月兩度饗祈所の注記が、(ロ)・(ハ)には何ら注記がない^⑫。ところが、右三ヶ所の御厨は「神領注文」には記載がないのである。この事実をいかに考えるべきであろうか。右三ヶ所は関連史料もなく、成

立年代等不明な点が多いが、しかし、『年中行事』が、内宮のいわば、中世的祭祀体系の再編・確立を表わしたものとすれば、諸祭儀費用負担の祈所として指定されたこれら御厨園は、単に経済的のみならず、一般の御厨とは異なる、イデオロギー的にも重要な位置を占める所領であろう事は容易に推測されるところであろう。^⑤

これを要すれば、「神領注文」には、非神郡のみならず、伊勢国外にあっても、神宮にとって重要と考えられる所領を欠落させている事が明らかと結論されるのである。

次に、右事実が単に神宮の恣意によるものでなく、明確な主張によっている事を明らかにし、資料的性格の第二としてあげたい。ここで想起されるのは、「神領注文」で二宮神主が、「志摩国所在御厨・御園等、不_レ及_三指田、皇所、当_二之勤_一、只_以、_三海業、魚貝、依_レ勤_進御贄、所_レ不_注申_一也」と述べている点である。この「所不注申也」が神宮側の抵抗を表すものとすれば、それはどのような意味で抵抗であったのであろうか。かつて天永二年、神宮は志摩国国崎神戸について詳細な注進を行っているにもかかわらず、^⑥ここでは「以海業、魚貝依勤進御贄」を不注進の理由としている事それ自身が抵抗であろうか。しかしながら、『玉葉』の関連記事を見る限り、この事自体は何ら問題にされた形跡はないと言えるのである。^⑦勿論、『玉葉』のみによって断定するのは危険ではあるが、神宮は、天永二年より以降のある時点で、「不及指田皇」がなく、「以海業」魚貝を貢進する御厨園を注進せざる「権利」を獲得したと考えられるのである。とすれば、抵抗は不注申そのものにあるのではなく、たとえば『玉葉』承安二年十二月六日条に「志摩国越賀御厨事_{此文親奉、所下也}、仰 同庄無指証文、任仁平宣旨、停止庄妨者」とあるごとく、他にも神宮領と称するものの中に「無指証文」き御厨園が存在した事が推測されるのである、また、田皇所当の勤_上分米を進済した御厨園もあったと思われるが、^⑧これらをも、魚貝貢進の御厨として一括し、注進せざる事によって、逆に神宮領としての正統性を認めさせようとしたところに抵抗があったといふべきでなかろうか。^⑨話が若干横道にそれたが、このようにみれば、島抜御厨以下が欠落している理由は明らかなのであって、志摩国所在の御厨園と同じ性格のものであったが故であるとなろう。では、「不及指田皇所当之勤、只以海業、魚貝依勤進御贄」なる御

第3表

郡	内・外 の別	御厨園名	上分米・備考	朱点	雜例集
一志	内	生津園	6斗	○	○
	"	生田園	6斗	○	○
	"	七栗園	1斗	×	○
	二宮	箱木園	内・1石, 外・3石	×	○
	内	田尻園	2斗	○	○
	"	坂本園	1斗	○	○
	"	曹司園	6斗	○	○
	"	淡河園	3斗	×	×
	"	淡出神田園	7斗	×	×
"	重富神田園	5斗	×	×	
菴芸	内	西野(村)園	1石5斗	×	
	"	窪田厨	本御贄3石	×	
	二宮	豊久野園	内・5斗, 外・3斗	○	
	内	石丸厨	9斗, 田積15町	○	
	"	丹庭野厨	粃9斗	○	
	"	玉野園	6斗	×	
	"	西村園	5斗	×	
"	秋光園	3斗	×		
河曲	内	長沢厨	1石8斗	×	
	"	光富神田	6斗	×	
	"	玉垣内野辺	1石	×	
	"	斛光厨	1石(12月)	○	
	"	松永厨	2斗	×	
	"	多賀字田厨	1斗	×	
	"	池田園	3斗	×	
	"	加治墓園	1斗	×	
	"	南堀江永恒名厨	3石, 23町余	×	
"	高富厨	6斗6升	×		
鈴鹿	内	東門(関)厨	1斗5升	○	
	"	平田園	5斗	○	
	"	平田新園	5斗	○	
	"	仁布河園	2斗5升	×	
	"	立見厨	5斗	×	
	"	高和田厨	1石	×	

〔注〕 第1・2表と重複するものは除外。

厨園の性格は何であろうか。島拔御厨が十世紀初頭には成立していたように、今更改めて述べるまもなく、河内国大江御厨、和泉国網曳御厨等々と共通した、いわゆる延喜式段階から中世的所領編成期にかけて成立をみる本来的御厨園そのものと考えられるのである。三河国所在の三ヶ所は魚貝の貢進については不明であるが、これらも『年中行事』にみえる若菜、菊御園と同様、神宮の本来的な御厨園であったのではなからうか。いずれにせよ、本来的な一あるいは神宮直轄領といってもよいが、御厨園は「神領注文」には欠落していた。これが第二の性格である。次に、補足的に、これら以外で、

第4表

御 厨 園 名	神鳳鈔記載上分米	御 厨 帳 記 載 上 分 米	備 考
小 杜 厨 都 厨 見 永 園 野 田 厨 木 平 園 北 高 橋 園 一 松 厨 箱 木 園	3石塩 麦2斗 3斗、田積20町 2石、雑用8石5斗、20町 1石、雑用3石 1石 塩9斗 3石塩	3石塩 麦1石2斗、9月米1斗 3斗 2石此外三坪1町新上分1石 1石 麦1石、菓子 塩6、9、12月各3斗 3石塩	給人兼春 宮田 宮 宮田 宮田 里倉 宮

〔注〕 第1～3表と重複するものは省略（但し箱木園は掲出）。

欠落した御厨園の場合を、『神鳳鈔』の承久注進定内の御厨園を以って検討しておくことにする。第3表は、承久注進定内に記載されて、「神領注文」にみられないものを列挙したものである。ここで問題となるのは、建久四年の注文にあって（朱点が打たれて）、しかも『雜例集』にもみえる生津・生田御園を始めとする数ヶ所の場合である。西垣氏によれば、神宮の抵抗により建久三年には注進しなかった御厨園に該当するものであるが、残念ながら、関連史料は何れもなく個別的に検討を加える事はできない。しかしながら、「神領注文」記載の御厨園の共通する点、すなわち、宣旨であれ、院庁下文、国司奉免であれ、これら御厨園が何らかの国家的承認をうけたものである事、神宮が本所以下の所職を所有するものである事を想起すれば（すなわち、「神領注文」は寄進地系所領を記載したものであり、これが基本的な性格をなす）、これら不記載の御厨園群が、宣旨等を得てないか、あるいは宣旨等のそもそも対象にもならなかった御厨園であるという可能性も存在する事を一方では忘れてならないのである。その上で、これらの上分米の数値をみると「石丸御厨の九斗〔神鳳鈔〕には田積十五町の傍注がある）を最大として、殆ど六斗前後の僅量である事に留意すれば、神宮領御厨園と解するよりは、むしろ一般の荘園にみられる神社免田に相当すると解した方がより事実在即しているのではないと思われるのである。このような推測が許されるとすれば、「神領注文」記載のそれと、これら御厨園を神宮領として同じ性格のものとして同列に論ずるのは事実を誤まる事になる。が、何よりも、承久注進定と「神領注文」とがその資料的性格を異にするものである事を予想させるのである。次に朱

点のない御厨園についてはどうか。これらの中、建久三年以後、承久年間迄に、寄進をうけ、宣旨を得たものが存する可能性はあるが、具体的には不明である。しかし、西野（村）、窪田・長沢御厨など一部を除いて、上分米数値から推測すれば、免田形態が多かったのではなからうか。

最後に、『雜例集』に記載されながら「神領注文」にはみえぬ一志郡中の外宮領についてみよう。第4表は該当するものを挙げたものである。これら八ヶ所は、「御厨帳」によると、塩を貢進する(a) 小杜・一松御厨、箱木御園と、麦・菓子貢進する(b) 都御厨・北高橋御園、(c) 米を上分とする見永・木平御園・野田御厨の三類型に分類しうる。何れも、関連史料がないのであるが、(a)は前述の本来的御厨と類似し、(b)も、麦・菓子である事(ただし、都御厨は米一斗あり)を考慮すると、なお検討は必要であろうが、(a)に準じたものと考えられるのではなからうか。(c)については、見永御園が『神鳳鈔』の傍注によれば、田積二十町、上分米三斗である事から免田形態と推測されるが、野田御厨・木平御園については、同書傍注に「雑用」―口入米の記載がみられ、口入神主の存在が想定されるところから、寄進系のものと思われる。記載されなかった理由は不明とする他はない。^④

以上、「神領注文」不記載の御厨園について、不記載の理由を検討し来ったが、これを要約すると、「神領注文」には、
I、伊勢国神郡所在の御厨園等。

II、「魚貝御贄」貢進、あるいは特定の諸祭祀饗祈所の御厨園。

III、宣旨等を得てないか、あるいは免田形態のもの。

の三つの場合がある事が明らかになった。この結論は「神領注文」によって神宮領を分析する場合、それが神宮領の一部のみ記載である事、なかでも、中核的所領は全て、欠如している事を前提にして行われなければならない事を示している。

① 『神宮古典籍 6 神宮神領記』所収本による。なお同資料については

同書西川順土氏の解説を参照。

『平遣』と略称。

② 『平安遺文』一〇七四号『醍醐雜事記』所収「官宣旨案」、(以下

⑧ 注②文書中に「黒野沙汰云々」とある。「鎌倉遺文」(以下「鎌遺」と略称)八三号、「醍醐寺文書目録」の付欄庄園係文書中に、宣旨一卷五枚として、「黒野間宣旨」等、関係文書があげられている。

⑨ 『神鳳鈔』の桑名郡の記載には検討を要する。たとえば

(外)八太御厨七十五町 ↓(外)一志郡八太御厨廿五石

(外)梅田御厨、 ↓(外)飯高郡梅田御厨、

(内)原御厨内名越園田三町六段 ↓(内)鈴鹿郡那非越御厨(園)

(内)苦木御厨四町八段 ↓(内)飯高郡苦木御園廿町

同郡十四ヶ所所中、右四例が同名の御厨園がある。特に、八太・名越園は明らかに桑名郡ではない(近世鈴鹿郡原村に隣接して名越がある)。同書の錯乱であらう。

⑩ 日本歴史地名大系24『三重県の地名』津市の項による。

⑪ たとえば応永二十四年、花山院長親は、窪田庄を経て「へたのはま」に至り、安濃津に着している(『耕雲紀行』)。

⑫ このような例は多く、小泉御厨が朝明・三重両郡にまたがっていた事(『地蔵院文書』占部某売券 『鎌遺』三七一一)、その他長松御厨(朝明・三重郡)、長沢御厨(三重・河曲郡)、坂部御厨(朝明・三重郡)等々がある(『角川地名』24『三重県』による)。

⑬ この点、「御贄注文定」と、「神領注文」の資料的性格の相違をよく表わしていると思われる。委しくは第二章でふれる。

⑭ 角川地名 24『三重県』蕨生御厨項参照。

⑮ 西川順土「神宮神領資料」(『勢陽論叢』四号所収)による。十五世紀中葉の、内宮領当知行の御厨園を知りうる資料。

⑯ この混乱は現『神鳳鈔』の成立経緯が窺われて興味深い。この背景として、若松南御厨と資史料にあらわれるのは「神領注文」のみで、

他は全て単に「若松」と称せられている(たとえば、『氏経卿引付』には若松が類出する)事が考えられる。本来、承久進定に記載された御厨園は内・外・二宮の注記は必要なかったと思われるので(第二章参照)、原『神鳳鈔』には

若松南御厨一石

とのみ、正しく記載されていたのが、後代外宮領若松御厨と混同した某が、当御厨を外宮領と思ひ、朱筆「外宮」、「五石」を、さらに、行間に内宮若松御厨を加筆、その後、別人がこの誤りを発見、「内」をさらに加筆し、混乱を生じたものと解釈される。なお、この加筆は誤記の仕方からみて編者とは別人と考えるが、西田氏は編者と同じと考ええておられる。

⑰ 『本神宮 年中行事』所収

⑱ 『統々群書類従』第一 神祇部所収。なおこの資料と「御厨帳」との関係については『神宮古典籍 6 神宮神領記』所収の西川順土氏の解説参照。

⑲ 大日本古文書『醍醐寺文書』一三六六号、「三宝院相承券文」中の弘安四年十一月十八日付、「大僧正定濟護状」、「竹内文平氏所藏文書』嘉元四年の「永嘉門院御領目録」、「臨川寺文書」中の正慶元年の「故大宰師親王家御遺跡臨川寺領目録」などに、富津御厨がみえ、これは桑名郡に存在するものであり、平正弘没官領であった可能性が強く、本文中の富津御厨と同一であらう。

⑳ これら郡の神郡化は度会・多気郡が弘仁八年、飯野郡が寛平九年、員弁郡、天慶三年、三重郡、応和二年、安濃郡、天禄四年、朝明郡、寛仁三年、飯高郡、文治元年である。

㉑ かつて石井進氏は、『平遺』四六七一号「豊受大神宮松山御厨注進状案」、天永二年の「二宮太神宮神主注進状案」(『國崎神戸文書』)の二通の史料を、天永二年の神領注文の一部とされた(『天永二年の伊

勢神宮注進状」、『日本歴史』三五〇号）。この飯高郡松山御厨が、その後の「神領注文」に見えぬのは、飯高郡が文治元年神郡となったために他ならない。なお、西垣晴次氏は前掲論文で、松山御厨不記載の理由を相傳によるとされているが、史料解釈に問題がある。また同氏があげられた不記載の所領の多くは、神郡中に所在するという事から説明できよう。なお、これは神郡の理解に係わる事であるが、不記載の御厨園が、神宮の支配が及んでいなかったために、不記載となったのではなく、逆に強く及んでいたが故に不記載となったと考えるべきである。

⑴ 『鎌遣』五七四、『神宮雑書』

⑵ 『平遣』補遺二〇一、「大中臣某書状」

⑶ 当御厨の関係史料としては、承久二年の造内裏役賦課をゆぐる左大史小槻国宗書状がある。『鎌遣』二七〇二、民経記寛喜三年八月巻裏文書。

⑷ 『神道大系 神宮篇』所収。なお、この元和三年の写本が、『神宮古典籍』

4 神宮行事選宮記』に収載されている。

⑸ 安濃津御厨については、『中右記』元永元年三月二十九日条に「安濃津津人」が見え、『兵範記』仁安三年二月四日条に「安濃津沙汰人」（この沙汰人の性格については、松原弘宣「津長と津沙汰人・津刀福」『鎌倉遺文』月報25所収、が参考となる。）の存在が知られ、建久七年、刀福中臣国行等は「依無指寄作田島、往反諸國成交易之計、致供祭之勤」んがため、「任先跡無事類、欲彼令往反渡海」（『鎌遣』八四二、『神宮雑書』）と海民の活動がみられる（これについては、網野善彦「中世の桑名について」『名古屋大学文学部研究集』XXXXX所収）を参照されたい。『大神宮司庁出船注文』中最大の出船をした御厨名が不明なのは恐らく、阿濃津と思われる。なお、『神鳳鈔』では追筆で記載されている。

⑹ たとえば、焼出御厨と近接していたと思われる垂水・藤方御厨（津市の南部、垂水・藤方地区）は『神鳳鈔』では一志郡に、「御厨帳」では安濃郡に属している。那境の移動があったのであろうか。

⑺ 『神鳳鈔』には同国香洲御園に十月一日饗祈所の注記がある。恐らく、河内・香洲は同じ御園ではないか。

⑻ 同書には儀式内容のみならず、寄戸・神田・御厨・園・郷など、特定の祭祀に対する特定の饗祈所の設定、あるいは、出納所・公文所など「所」の儀式における役割などの記載がみられ、祭祀内容、祈所設定、組織等にわたる再編成が窺われる。『雑例集』、『神宮雑書』、「承久注進定」、そして本書の成立がともに十二世紀末から十三世紀初頭にかけてである事に注意すれば、これら諸資料を総合的に分析する必要がある。なお、外宮の場合ではあるが、「安東郡専当沙汰文」『神宮古典籍』6 神宮神領記』所収）では、御田よりの「正物」が出納所・公文所に収められている。恐らく上分米はこれら「所」が管轄し、諸祭儀費用として充当されたのであろう。

⑼ 唯一例外は江嶋御厨である。「神領注文」には「魚貝御贄勤」とある。その理由は定かではないが、「件御厨往古神領也、長元二年園司奉免、長暦四年重建立神領也」とあり、かつて転倒させられた事があったためであろうか。なお、『神鳳鈔』承久注進定内には記載されていない事に注意する必要がある。

⑽ 石井進氏前掲論文参照。

⑾ 『玉莖』建久二年二月十一日条に「杜寺領可注進之由、被算上之中、可被裁員敷事也、被申之、只守保元符、不可及其外云々、此事不可然敷」と注進内容については当初から意見が分かれていた事がわかるが、神宮については、同年六月一日、同三年二月三日各条に、「大神宮御領」、「神宮御領子細」が記録所で論議されているが、その内容については不明。おそらく、「神領注文」にあるごとく、「二宮朝夕御

饗并年内四度御祭諸節供」の相折を注進するか否かをめぐってではないかと思われる。注進がなされた以降は、同四年五月十三日条に「常供田之間事」、同六年一月二十日条に同じく「常供田之間事」と専ら常供田のみが問題にされている。その他、建久二年十二月十日条には斎宮寮米賦課をめぐって四姓給捧田に関する記事がある。

②⑤ 志摩國の御厨園については検討すべき問題が多い。ここでは委しい論証を省くが、『年中行事』にみえる行方、船越、佐々良以下大津園崎などが「魚貝」を貢進する本来的な御厨であって、その他『神鳳鈔』にみえる多数の御厨園は上分米を原則としたものでなかったかと考えている。なお同書での、行方以下の記載の仕方を見ると、中津浜、坂崎のごとく追筆、船越・佐々良等が失合点、内井瀬、比志賀のごとく、未記載など種々である。また同書には「郡合一町一段 分米 三石二斗二升」の注記がある。なお、坂崎御厨は塩を貢進する御厨であり、永承五年荒木田某は、内宮に坂崎東地(切間田地)并塩浜を寄進し(『平遣』六七七 「復古文府」一)、称宜の判を得ているが、これはいわゆる加納にあたると思われる。久安五年の序宣によれば、畠地七段があり(『平遣』四七二一、「伊雅宮古文書」)、地子をめぐって相論が生じているが、これら加納分をも、魚貝貢進の御厨として一括し、不注進によって、逆に承認をうけたと考える。また神田の例であるが、弘安元年、内宮は「甲賀御庄 太神宮御上分米事、為百姓等号、魚貝之神田、令对捍御上分米之条、甚以不相成、早龍魚貝之」と命じているのは興味深い。(『鎌遣』一三二五九 「神宮文庫文書」、なお、甲賀庄は近衛家領、『鎌遣』七六三二、「近衛家所領目録」、問題の神田は『神宮雜例集』にみえる「甲賀村神田」であろう。)

②⑥ 勿論、最大の抵抗は、相折をめぐってであったと思われる。また「神領注文」には「建立・奉免子細、尋問於給主、追可注進」とした所

領が多くあるが、このような不確実な所領をも、注進した事にも注意するべきであろう。一般的に言って所領の過少申告を以って抵抗と考えるのはいかがであろうか。むしろ、不確実なものをも、神宮領として注進した点に抵抗を認むべきでなかろうか。

②⑦ ただし、第二章で詳述するように、承久注進定は若干の二宮領は別として、全て内宮領である。従ってここでは内宮領のみを考察する事になる。

②⑧ 鈴鹿郡、桑名郡にはこのような記載がない。他の郡の記載様式—上分米、三度大祭月の記載有無—から類推して、鈴鹿郡の場合、立見御厨迄が含まれていたと推測した。桑名郡は不明。

②⑨ 後述のごとく、建久三年と四年の注文は基本的に性格を異にすると考えるので、この説には同意できない。

③① 「草徳元年序宣注文」には、七栗・坂本・石丸などがみえている。

③② 斛光御厨は一斗の誤記と思われる。

③③ この他、一身田御厨の場合、『神鳳鈔』では田積三十六町の傍注があるが、応仁二年の内宮序宣(『氏経卿引付』六、所収、京都大学文学部国史研究室架蔵自筆本写真による)に付した荒木田氏経の傍注によれば、「一身田御厨内三町之内二町八口入所ニ渡シ、一町ハ神税ヲ可沙汰」と僅か上分田は一町にすぎない。

③④ 窪田、長沢御厨については、『角川日本地 24 三重県』を参照されたい。

③⑤ 「御厨帳」には、都・見永・野田・木平の名厨園の頭注に、宮・宮田の記載がある。同帳にみえる給人祠官以外の頭注にはこの他、宮納・御倉・政所・出納所・里倉などがあり、この意味については、改めて検討する必要があるが、いずれも、外宮直轄領と考えてよいのではないか。

二 『神鳳鈔』のついで

ここでは、『神鳳鈔』の性格を明らかにする作業として、「承久注進定」の理解、本書の成立経緯に焦点をあて考察したい。『神鳳鈔』には、次の国・郡について、

伊賀国 迄此承久以前神領注文定

度会郡 迄比承久注進定

多気郡 迄此承久注文定御贄上分沙汰定

飯野郡 迄是承久注文定

飯高郡 迄是御贄上分沙汰分

一志郡 迄是御贄上分

安西郡 是マテ御贄上分注文

奄芸郡 迄此御贄上分承久注進定

河曲郡 此マテ御贄上分注文

三重郡 御贄上分注文定

員弁郡 御贄上分注文定

と様々に記載されているが、すでに西川氏が指摘されているように、^①これらは同じ内容を——承久年間、御贄上分を国家に注進したもの——示すと考えられている。そしてここに記載の御厨園は、鎌倉初期の、おおむね神宮領の総体であり、基本的な神領であるというのが従来の共通した理解である。またこれら御厨園のうち、たとえば

内宮(奥座)
大淀御厨(祭供物)三石
六九十二月

と朱の合点を付されているものは、同書に、^(全)「□文之内朱点者建久四年二宮進官注文、自本所令合点」とある事から、建久四年にも注進がなされ、この注文によって合点されたと解釈されている。

では、この承久の注進が、いかなる契機によって作成されたかをまず検討してみよう。この事を示唆するものとして、『民経記』の裏文書^②に次のようなものがある。長文ではあるが全文掲出する。

謹請

太神宮御厨以下注文事

右任被仰下之旨、不曰可注進之旨、^(全)□下知候之処、二宮一称宜氏良、彦□□神主請文謹令進上候、子細見□□欵。連々雖令催促候、
神領事□□間、令遅引候云々、早可催上候也、□□九条入道殿御時注文可副進□□所令下知候也、且以此旨可有御趣□□候、^(露)恐惶
謹言、

四月廿一日 神祇権大副大中臣隆□

右史料の年代は、氏良の一称宜存在期間が、建保五年七月し貞応元年三月、彦□□については、この前後、彦□□なる一称宜は、建保四年閏六月任、承久三年十二月三日卒の彦基しかおらず、欠字は「基」と断定できるが、この両者が一称宜として重複する時期は、従って建保五年七月し承久三年十二月の四年間となる。また、承久三年八月、政子の夢想によって、^④
内宮に寄進された後院領安楽・井後村が承久注進定内に記載されていない点を参考にすれば、同三年八月迄となる。残念ながら、この他、より時期を限定する史料を持たないが、右史料が承久注進作成と密接な関係を有すると結論して差し支えないと思われる。すなわち、神宮は、建久三年の時と同じく、承久年間(便宜上、このように表現する)神宮領注文の作成を国家から命ぜられたのである。ではこの注文(便宜上、この時作成されたと思われる注文は、以下「承久注文」と表わす)と、先の承久注進定とは同じであろうか。これを検討するため「承久注文」を復元してみよう。ここで注目されるのは『神鳳鈔』にみえる次のような記載である。

第5表

神鳳鈔／厨園名／宮名／朱点	雑例集	備考
池田園内	内	「御厨帳」度会
笠原園	〇	
柄井園	〇	
粟保園	〇	
宇貴園	〇	
志津園	〇	
当下村園	〇	
前取園	〇	
石取園	〇	
鉢田園	〇	
河部園	〇	「御厨帳」に1 貫文新加上分
音部園	〇	
橋本園	〇	
中統園	〇	
逢鹿寺園	〇	
浜田園	〇	
坂本園	〇	
佐田園	〇	
神坂園	〇	
朝東園	〇	
家内園	〇	「御厨帳」6斗 塩、神鳳鈔2斗 墨点アリ
青新園	〇	
壺方園	〇	
園	〇	
園	〇	
園	〇	
園	〇	
園	〇	
園	〇	
園	〇	

右記載様式は、一見して明らかなく、「神領注文」と酷似している。このような記載はこの他、若狭国向笠御厨、備前国永治御厨、備中国神代野部御厨、伊予国壬河・千富御厨などにもみられ、これら御厨の奉免にかかわる年紀は、正治・建仁・建保・建暦で、いずれも、建久承久年間に限られており、また右御厨はいずれも「神領注文」にはみえない。以上の事実を勘考すれば、この記載は「承久注文」を写したものであり、「承久注文」の一部分と結論できよう。すなわち、神宮は、承久年間、神領注文を作成、国家に提出したが、その内容は、従来の注文と同じく、建久三年以降、承久年間迄に、新たに宣旨（国司序判を含めて）を得た神宮領を注進したものであり、建久三年迄のものは、「九条入道御時注文」|| 「神領注文」を副進する事によって省略したと思われる。以上のように「承久注文」が「神領注文」と類似したものとすれば、承久注進定とは大きく異っていたと考えざるを得ないのである。以下、この点を明らかにするため、承久注進定についてみよう。第5表は、『雑例集』多氣郡の御厨園と『神鳳鈔』同郡の承久注進定内のそれを比較したものである。この表から、朱点の付されているものは全て内宮領（二宮も含めて）である事が判明する。この結果

二宮御領
黒丸御厨
大治主俊貫
件御厨去建仁二年所建立也、園司序判具也、供祭物内宮方上分米三石、雑用新深石、外宮方同前

は、例拳は省略するが玉村氏が述べておられる度会郡を始め、飯野・飯高・一志の各郡についても同様な結果を得る。また朱点のないものについても、表中の浜田御園や、度会郡若田御園を除いて、結果は同じである。では、『雑例集』に記載を欠く他の郡についてはどうか。委しい検討は煩瑣になるので省略したいが、結論から言えば『神鳳鈔』の内・二宮の傍注はほぼ信用しうるのであって先のこの結論はそのまま他郡にも敷衍しうる。右のように、承久注進定は、内宮領（二宮領として外宮領も一部含むが）のみを注進したものである事をここで確認し、これが同資料の基本的性格である事を指摘しておきたい。次に、承久注進定は、誰に、何の目的で注進されたかという点を考えてみよう。この注進が國家に対してなされたと、従来漠然と考えられているが果してそうであろうか。ここで、最初にあげた承久注進定の記載の仕方を改めてふり返ってみると、表題は様々であるが、共通する事は「御贄上分」を注進したものである事を確認してきた。これが字義通り上分の注進である事は、先にあげた記載例

内宮
大淀供祭物三石
六九十二月

を一見すれば明らかであろう。つまり、上分米量と、その上分米が配分されるべき年三度の大祭月を記載した所にその特長がある。この点、「神領注文」とは異質と言わなければならない。（もともと、「月」はその性格から言って、注進者ではなく受領者による記載の可能性があるが）。これを最もよく表わしているのが、建久四年の注進によって付された朱合点の位置である。まさしく上分米数値に合点されているのは、「御贄上分」を校合した事を示しており、それはまた注進の目的が奈辺にあったかを雄弁に語っているのではないか。では合点者は誰か。従来、この点については何ら関心が向けられていないが、これは「自本所令合点」の語句を誤って解釈したためであると思われる。すなわち、「自本所令合点」と読んでため、これは「自本所令合点」と読んで始めて意味が明瞭となろう。本所が合点したのである。この本所が後掲史料から伊勢神宮そのもの、あるいはその代表としての祭主を指す事は明らかである。これを要するに承久注進定は、内宮から、祭主へ注進したものであり、その目的は、各御厨園の上分米量の確定と、年三度大祭の一般的経費

第6表 A

御厨園名	「年中行事」記載内容	神鳳鈔	所 属 郡	雑例集
佐八牧	1 / 1年魚・1 / 7若菜等	×	度 会	×
若菜園	1 / 7若菜 等	×	多 気	×
永井厨	2 / 1 歙山伊賀利神事直会	×	?	×
内瀬園	4 / 14萱	×	度会(志摩国)	×
堅上園	6 / 15贊海神事仮屋作	△	度 会	×
菊園	9 / 9 節句菊花	×	度 会	×
朝熊園	三度御祭夜松	×	"	×
牛喰	9 / 20小朝熊神熊直会	×	?	×
松崎	公卿勅使等 魚貝貢進	×	飯 高	×
安濃津	"	追 筆	安 濃	×
別保	"	△	"	×
丹生河厨	三ヶ度由貴陸膳 6・12月	○	員 弁	
衣平厨	" 9月	○	朝 明	
大強原厨	小朝熊神熊直会	○	三 重	
【参考・志摩国】				
伊介浮嶋	公卿勅使等魚貝貢進	○		
行船越	"	×		
相可	"	○(朱)	南・北船越	
佐々良	"	○(朱)		
伊雑浦七ヶ所	"	○(朱)		
比志賀	"	×	伊雑神戸	
猿阿賀	"	×		
土津具	"	○(朱)		
中津浜	"	追 筆		
大津国崎	"	○		

【注】 神鳳鈔ノ項目中、○ハ承久注進定内ニアルモノ、△ハ、注進定外ニアルモノ、×ハ不記載。(朱)ハ建久4年ノ給点。

述べているごとく解答はすでになされているが、今一度検討してみよう。第6表(A)は『年中行事』にみえる御厨園と『神鳳鈔』の記載とを比較したもの。(B)はその他の資料にみえ、承久注進定に不記載のものを第1表より摘記あるいは増補したものである。(A)についてみれば、一見して明らかなく、『神鳳鈔』そのものに不記載、あるいは追筆、または承

に充当・配分すべき上分米の量を算定し、これを各御厨園に割り当てる事によって、諸祭祀の物質的基礎を確立しようとした点にあった。従って、承久注進定は「承久注文」と密接に関連するが、あくまで、神宮の内部文書の性格を持つものであるといえよう。^⑤

次に問題となるのは、では承久注進定はすべての内宮領を網羅するものであったかという点である。この点は「はじめに」でふれたように『神鳳鈔』が「此外果子魚貝已下供祭御費進濟神領等略之」、「内宮一円不輪御領伊雑神戸并七箇御園・赫田・佐八御牧等也」と

第6表 B

御厨園名	出典	神鳳鈔	備考
見園	「雑事記」	△	
御麻生園	〃	×	
土田(河原)園	平1023・1137	△	黒田・平田両牧園カ
平田園	平1212	×	
川合園	平1232	×	
松本園	平1950	追筆	
野本園	平2751	△	外宮領カ
坂部厨	平3325	△	内宮領ハ三重 外宮領ハ朝明
中野郷園	鎌191	追筆	内・外不明
中槻本見園	鎌44	〃	内・外不明
二平厨	鎌1276, 建仁1	△	二宮
江尾厨	『玉薬』建暦1	△	〃
	「神領注文」	△	魚介御贄

〔注〕 既述ノモノ外宮領ハ省略シタ。

はあるものの、『年中行事』記載の直轄領的神宮領は、神郡・非神郡所在を問わず承久注進定には欠落している事が明らかとなった。次に(B)についてみれば、粥見御園は、「御巫本」には上分米の記載がないが「氏経本」には氏経の注記と思われる「^{不見}□代二貫」、「賀木麻」の記載があり、この欠字は恐らく「天平」の二字と考えられる。因みに、「御厨帳」には綿廿兩、「下行記」には磯部・国崎神戸・佐八御牧の項に続いて記され栗折十二合、銭百文、(中略)元ハ倉貫とある。以上から、本来、天平賀の麻を貢進した御園であったと推測される。(歛方)御麻生園は、『大神宮諸雑事記』に、「可奉御衣織料及御麻、乍置於延住宅(注 御麻生園預清原秀延)被検封」れ、「式日闕怠」に陥っているように、その名のごとく

久注進定外に記載の三類型に分けうる。これは『神鳳鈔』全体から言えば、「神領等略之」という注記は必ずしも正確ではない事を示しているが、承久注進定に限定すれば、すべて「略之」しているのである。ただし、丹生河・衣平・大強原御厨はこの例外であるので若干検討を要する。大強原御厨は『年中行事』に追筆で、「世木長宮ノ御時、大強原御厨所当以九石、三度御祭度別宛三石」、また「下行記」には「但中古大強原迄(マヤ)九石沙汰」とあり、その上分米を転用したものであって、本来的な御厨とは性格を異にするものであると言えよう。丹生河御厨は『神鳳鈔』に、「内宮一円」、「三十石」、「又御贄上分三石云々」などの傍注がある。文字通り内宮直轄領であるが、「御贄上分三石云々」の位置に朱点を付している点^②、元来は、大強原御厨などと同様な御厨であったが、内宮が後何らかの所職を吸収したものと考えられよう。衣平御厨の場合不明であるが、同様な過程を経たものと思われる。以上、若干の例外

麻を貢進する園であった。この他の御厨園については、その不記載の理由は判然としなく、なお検討の余地があるが、(B)表についても、直轄領的神宮領は欠落していたと結論しても差し支えなからう。^②この結果は、「神領注文」と共通したものであるが、承久注進定の場合には、上分米を負う御厨園を注進したもの―従って直轄領を含まない―である事を端的に示しているといえ欠落の理由が異なるのである。最後に「神領注文」と承久注進定との基本的相違点―後者は神郡をも注進している点について考えたい。承久注進定が、国家に対し注進したものとすれば、そこに、神郡支配をめぐる国家と神宮との関係に重大な変化が、建久三年から承久年間(あるいは建久四年)迄に生じた事になる。しかし、終章でふれるごとく、神郡に対して神宮は鎌倉期を通じて独自の支配権を容認され、かつ行使しているとみられるのであって、重大な変化を示す徴証は、管見の限りではあるがみられないのである。この点、なお軽々に断定をする事は慎重にせねばならないが、むしろ、その記載事項の相違に注意すると、承久注進定は神宮内部の文書と考えた方が妥当のように思われる。すなわち、非神郡所在の所領は、宣旨等によつて神宮領として国家的承認をうけたものであるのに対し、神郡内のそれらは、後述するように、祭主の与判によつて建立される。^③双方共、祠官の私的所領である点、共通の本質を有するものであるが、後者は本来、神宮直轄領である神郡に存在する以上、その建立は決して神宮領の増加とはいえず、むしろ神宮にとっては敵対的存在といつてよい。この異種の神宮領が、承久注進定においては、上分米を負担し、三度大祭の物質的基礎として同質なものとして位置付けられている点に特質がある。右のように、神郡内のそれを体制的に容認し、これを中世的祭祀体系の中に包括した所に承久注進定の意義があるといえよう。それは、建久四年の注進によって行われ、さらにその範囲を拡大する形で承久年間、体制的に確立をみたのである。以上要約すれば、承久注進定は、内宮領の注進であり、「承久注文」とは性格を異にする神宮の内部文書であった。従つて、承久注進定はその性格からいって建久四年の注進と対応し、「承久注文」は「神領注文」と対応するものである。

次に、『神鳳鈔』の成立過程について検討する。本書の奥書には、

延文五年三月

日本宮注進本并外宮于時(一) 祇宜
晴宗神主之本等勘文書写之

(注) 文之内朱点者建久四年二宮進官注文、自本所令命点

(愚) 点者自其以來書入云々、以泰昌神主書写之本(之)

〔(一)内は「氏経本」による。〕

とあり、本書が、「本宮注進本」、「晴宗神主之本」、「泰昌神主書写本」、その他から構成されている事を記している。^⑤そこで、各書について個別的にみてみよう。

「泰昌神主書写之本」

『勘仲記』弘安九年十二月十四日条に、

帥卿被仰下云、諸社神領云乃貢、云神事勘定、悉可注進之由被仰下、面々奉行職事等、神宮事先日直承敕定之間、仰祭主了と神宮領注文の作成提出が命ぜられている事が知られる。^⑥同書はこの記事に続き、

神宮使行道申、撰社伊雜神戸日食米事、不領承元(承脱カ)免除証文、造宮所詔書之由、頻辭訴 敕答云 先停止當時之譴責、念可召進陳狀之由、被仰下了

と造宮所による日食米賦課をめぐって訴訟が生じている事を記している。^⑦ここで注目されるのは、『神鳳鈔』の表題に

伊勢大神宮造替遷宮事

日食米処々注文

とある事である。この表題は延文五年の「本宮注進本」のものと考えられるが、遷宮日食米賦課をめぐって、注進が作成された事を示している。とすれば、弘安九年時には、このような注進がなされていた可能性が考えられよう。^⑧一方、泰昌は、『勘仲記』弘安十年二月一日条に「神宮使権禰宜荒木田神主泰昌注文一通」とみえ、月読宮倒壊について実検、報告をなしており、当時、権禰宜として実務を担当していたと思われ、注進作成にも、何らかの関与をしていたと推測される。^⑨

このように弘安九年龜山上皇より提出を命ぜられた注文、遷宮日食米賦課のため作成されたと思われる注進と「泰昌神主書写之本」とは深く関係していたと推測されるのである。なお、この本によって打たれたとする墨点の御厨園は何れも上分米・大祭月の記載がなく、これが、泰昌本自体そうであったのか、『神鳳鈔』編者が省略したものか、また他方、弘安年間迄に資史料にみえる多くの御厨園が『神鳳鈔』にみられなく、これらの点も含めて、今度なお検討を加える必要がある。本宮禰宜晴宗本

結論を先に言えば、今迄しばしば引用した「御厨帳」が、これと同一、もしくは密接な関係を有すると考える。「御厨帳」の奥書には「延元四年十月日、但政所大夫注進定」とあり、その記載様式は、一例をあげると、

高羽江御厨 三石内六月米時安一石 九月一石 十二月一石

とその様式は、承久注進定と全く同一といつてよく、作成の目的も同じであろう事を推測させる。晴宗は翌暦応三（興元）年、十禰宜に補任されているが、延元四年当時、上臈の権禰宜としてこの注進に関係したとも考えられ、敢えて憶測すれば、「政所大夫」は彼自身ではないかとも考えられる。本注進の作成契機としては、この時期、諸資料に外宮遷宮に関する記事が見えず、遷宮とは直接関係ないと思われるが、不明で、この点も承久注進定と類似している。

本宮注進本

延文四年八月、内宮遷宮事始めがあり、同年十一月二日付⑤ また翌五年十一月一日付⑦ 役夫工米免除の綸旨を参考にすれば、前述のごとく、『神鳳鈔』表題の「伊勢太神宮造替遷宮事日食米處々注文」は本来、「本宮注進本」のそれであったといえよう。しかしながら、『神鳳鈔』では、承久注進定以外の内宮領に関しては、上分米、大祭月の記載がなく、これが、編者の省略によるか、「本宮注進本」自体記載がなく、単に御厨園名を列挙したものにすぎなかったか、不明である。もし、後者とすれば、泰昌本も含めて、「本宮注進本」は、承久注進定とは、また性格を異にするものであったといわなければならない。

その他

以上、本書の構成要素についてのべて来たが、これらのみによっては説明できない箇所があり、最後に簡単にふれる。安西郡に「不輪寺領」として和谷寺以下の記載がみられる事が先ず注意される。これは神宮領とは無関係の寺領と思われるからである。次に追筆ではあるが、員弁郡大谷御厨の傍注に「田文云大泉大谷五町」、三重郡采女御厨に「田文十五町」、同郡曾井御厨に「田文廿町」と記載がある事である。その他、名田・神田に追筆で、田積記載がみられるのも、「田文」による記載と思われる。平安期、神宮が神郡の田図・田籍を所持していた事は、すでに棚橋氏が指摘されているが、鎌倉期においても、たとえば、安濃郡所在の俸禄田についてはあるが、「郡司田所等奉禄田勘定之文」を所持していた事が知られている。『神鳳鈔』神郡所在の寺社領・名田・神田は、おそらく、これら田文から転写したのでなからうか。本書の表題、「二所太神宮領諸国神戸御厨御園神田名田等」は以上の諸注進・田文を転写し、総括したものであったといえよう。

以上累述した事を要すれば、「神領注文」と、承久注進定とは、基本的にその性格を異にする事、しかしながら、両者とも、直轄領的御厨園を含まぬ点では共通する事が明らかになった。この点は、『神鳳鈔』全体の性格といえるのであって、それは、本書の構成要素になった諸注進本そのものの性格に由来するものである。従って、本書を資料として神宮領を分析する場合、右結論に十分留意してなされなければならぬと考える。

- ① 西川順土氏前掲論文
- ② 寛喜三年四月（下）記紙背。
- ③ 『太神宮 神宮典略』所収「二宮禰宜年表」による。以下、禰宜叢書の補任、在任期間等は、特に断わらない限り、同書による。
- ④ ちなみに、大中臣隆口は、建暦二→貞応元年迄、祭主であった隆宗であらう。
- ⑤ 『吾妻鏡』同年八月七日条。内宮へ安楽・井後村が、外宮へ葉若・西園村が寄進されている。
- ⑥ この他、上野国青柳御厨、下野国寒河御厨、但馬国田公御厨には、建久以後、新たに獲得した権利の記載がみられる。
- ⑦ この時点で、「九条入道」が兼実を指す事は明らかである。
- ⑧ この両御園は『雜例集』では外宮領となっている。浜田御園は「御

厨帳」には塩六斗、若田御園は上分米五斗とあり、いずれも、『神鳳鈔』記載の上分米と異っており内・外両宮領であったと思われる。おそらく、建久以後、内宮領になったものであろう。

⑨ ただし、鈴鹿・朝明・桑名郡については承久注進定に該当する記載はない。しかし上分米・月記載の有無から判断すれば、鈴鹿郡は立見御厨の後、朝明郡は柿神田の後に記載があったと思われる。桑名郡は不明。

⑩ 従って、承久注進定は、神宮領の全貌を示すものではない。この点は後述するが、内宮領の、しかも直轄領を除いた部分を示すのみである。

⑪ 外宮領についてはこのような注進は作成されなかったであろうか。『雑例集』記載の外宮領を、『神鳳鈔』で見ると、全て上分米の記載がある事がわかり、これからすると、外宮についても、承久年間、このような注進がなされたものと推測できる。『雑例集』に記載を欠く安濃郡以下の郡であっても上分米記載があるものは、外宮「承久注進定」に記載されたものであったと思われる。

⑫ これを、上分米の納入期限と考えるのは誤り。

⑬ もっとも、注進者を、後述する「御厨帳」のごとく政所大夫と考えれば、当初から記載されていたと考えられる。

⑭ 「むすびにかえて」注⑩文書

⑮ このように考えれば、宣言を得ていない御厨園・免田形態のものをも注進した理由を説明できる。

⑯ 七箇御園は鎌倉期にはみえぬが、『氏経神事記』、『氏経卿引付』、『下行記』に頻出する。川宮上流の田口・椋原・打見・野副・野原・神原・藤をい、滝原宮奉陪使の人夫・米を負担した。

⑰ 当御取は、鎌倉期は不明であるが、『下行記』に、政所料所とあり、『内宮引付』下（『東京大学史料編纂所架蔵』）所収、文明十四年閏七

月十四日付、広田正広宛荒木田氏経書状にも、「政所色々勤役祈所」とある。ただし『神鳳鈔』には記載されている。

⑱ 『年中行事』によれば、元旦の年魚を始め、正月七日、御饗若菜等を供進している。

⑲ ただし、第一章で関説したものは省略。

⑳ 『世木長官』を荒木田忠元とすれば、彼の一福宣存在は康和三々大治元年迄である。

㉑ 『氏経卿引付』所収、康正二年十一月八日付の内宮庁宣では「大上分三十三石」とあるが、『享徳元年庁宣注文』では三石とある。内宮一円領三十石と、上分米三石とする『神鳳鈔』の記載は正しいと思われる。

㉒ 『下行記』の記載方法をみると、国崎・阿濃津・七箇御園などの記載と、郡ごとに上分米を記載した箇所と截然と分かれている。前者は、内宮の直轄領を記したものと考えられ、両者合わせて、十五世紀後半の内宮領の実態を表わしている。

㉓ 神宮直轄領については、「神領注文」、『神鳳鈔』ともに、その記載を欠いているため、その全貌を知る事は困難であるが、『下行記』の記載が、有力な手掛りとなる。

なお、不記載の御厨園のうち、川合・土田（元享二年内宮遷宮記）紙背文書には、敵浄院領とみえる。松本・平田御園は、大國庄関係史料にみえるもので、憶測になるが、これらは東寺との対抗関係で称した私称的園であった可能性が高い。特に川合御厨にはその可能性がある。また石田御厨は、阿濃津・別保と同じく港であった事、一見御厨は塩を貢進していた事（『日本塩業大系』史料編古代・中世（二）所収、『御塩殿神庫古文書』二九など）から直轄領と考えられる。

㉔ もっとも、神郡化以前、宣言を得て御厨化したもの（例、飯高郡松山御厨）、また祭主・禰宜の与判を得た後、宣言を申請しこれを得た

ものなど(例、多気郡有爾郷宇保村□、『鎌遣』一五七一九、大中臣某請文、兼仲卿記弘安十年三月・四月巻裏文書) 現実には、個々様々である。

⑳ 本書の構成については、「はじめに」で西田・西川氏の説についてふれたが、西川氏説によれば、「外宮進本」ともいうべき書が存在する事になる。しかし、氏は「干時外宮一福宣」の「干時」を延文五年に掛るという特異な解釈をされたためであって、これは漢文の初歩的誤りというべく、「外宮一福宣」に掛ると解釈すべきであり、従って「外宮進本」が暗宗本とは別に存在する訳ではない。

㉑ この項は、弘安八年十一月十三日の宣旨、いわゆる弘安新制にはみられないが、これと深く関連していたと思われる。

㉒ 日食米については、『弘安二年内宮仮殿遷宮日記』に、祭物事、且任本宮注文、且隨使人之到来、令下行候、而今祭物已下供奉人之食米無合期之由、示給之条、不得其意候とある「供奉人之食米」にあたるものであろう。なお、『勘仲記』弘安十年二月十六日条によれば、二月三日仮殿遷宮が行われている。

㉓ このような注進は、式年ごとに作成されたのではないか(弘安八年、内宮式年、外宮は同十年)。なお、引用史料中「承元免除証文」とあり(承元二年、式年)、この時も、注進が作成された可能性もある。なお、遷宮に際して、賦課されるものとして、この他、大治五年に、大國庄加納井手郷横道村・大國村に箇壹・繩以下が「外宮仮殿御遷宮并内宮御修理料」として賦課されており(『平遣』二一六八号、「東寺百合文書」外) また天承元年には大國村・稲木村に同様なものが賦課されている(『平遣』二二〇六号、「東寺百合文書」め)。御厨園には日食米が、大國庄加納など、公田には、箇壹以下のものが賦課されたであろうか。

㉔ 西田氏前掲論文によれば、彼の名前は、喜元・二年応長元年の内

宮仮殿遷宮記にはみえるが、元享三年の仮殿遷宮記には見えないとい

⑳ 墨点を付したものとしては、度会郡長屋御厨以下多数あるが、何れも建立年限は不詳である。この中、弘永御厨は、建治三年五月日の大中臣隆有申状(『鎌遣』一二七四二、兼仲卿記弘安四年八月・九月巻裏文書)、真弓御厨が『勘仲記』弘安九年九月四日条に見える。

㉑ このような例としては、出典は省略するが、乙部御厨(追筆)、黒坂御園(不記載、ただし貞御人が存在)、鹿海北御園(不記載)、朝明御園(同)、荒張御園(同、ただし、「承元年中建立」とあり。『鎌遣』一三九三二)、中浜御厨(同)、中松原御園(同)、宮道御園(同)、排野御園(同)等々があるが、不記載の理由は不詳。

㉒ 延元四年前後、外宮については、仮殿遷宮を行った事実はない。『師守記』延文元年三月二十八日条に、暦応四年十月二十八日、外宮、柚山を美濃白河山に変えた事を記している。式年は貞和元年、なお、「御厨帳」には、外宮直轄領とみられる御厨園も記載されており(頭注「政所」、「出納所」記載のもの)この点、内宮関係諸本とは異なる。

㉓ 『師守記』暦応四年一月二十二日条。

㉔ 南北朝・室町期の内宮の例ではあるが、西山克氏によれば、(同氏、伊勢三神郡政所と検断(山)、『日本史研究』一八二号所収) 道後政所大夫は、正福宣か、重代権福宣層出身とされている。このうち、氏興・氏経のごとく一福宣に累進した例がある。

㉕ 『延文四年記』同年八月二十八日条。

㉖ 『東寺百合文書』ミ(『大日本史料』六編二十二巻所収)

㉗ 『東寺百合文書』ム(『大日本史料』六編二十三巻所収)

㉘ 和谷寺、釈尊寺、国分寺、飯江寺、雲林院、常明寺、安部寺等。釈尊寺は別としてこれら寺院が祠官の氏寺、あるいはその末寺であった

徵証はない。同じ事は、員弁郡射宮社田などについても言える。

③⑨ 『鎌遺』一六五〇一「兼仲卿記正応元年二月条裏文書」。

④⑩ 以上の諸構成要素を本書の記載様式から分別する事は困難である。

たとえば、外宮領の記載は全くアトラランダムといつてよく、統一された編集方針があつたとは考え難い。何れにせよ、本書は先学の指摘のごとく、草稿本そのものである。なお、本書の成立時期について一言しておきたい。「はじめに」でふれたように、西田氏は延文五年から余りへだたらない時期とされているが、私は本書の奥書にその時期が

神郡について——むすびにかえて——

以上、「神領注文」、「神鳳鈔」の資料的性格に検討を加えてきたが、最後に、神宮の神郡支配について、若干言及する事によってむすびにかえたい。両資料の性格を明確にするためには右の問題を避けて通る事が出来ないためである。神宮の神郡支配権の本質を的確に指摘されたのは、棚橋氏である。氏は、その支配権を、「国衙機構への依拠ではなく、伊勢神宮（祭主・宮司庁）そのものが、これらの領域について国衙支配を排除し、国衙行政権を吸収し、自己の権力のもとに再編し、広域的な行政権としてたちあらわれていた」と述べられるとともに国衙行政権の具体的内容を、寛丸御厨を素材に勘注・裁判権を中心に論ぜられたのであった。氏に付け加えるものは殆どないが、ここでは、鎌倉期を中心として、祭主の検断・検注権・「不輸公判」について考察してみたい。まず、『神鳳鈔』において、神郡がいかに立ちあらわれているか、概括的にみておこう。第7表は、同書の郡ごとの記載事項を整理したものである。一見して明らかなごとく、神郡は郡所当以下記載事項が非神郡とは著しく異なっている。しかも、神郡の中においても、早期に神郡化した神三郡には、倭名抄郷名が記載され、十世紀中葉より末にかけて神郡化した安濃・三重・員弁郡には、郡郷司職田がみられ、それ以後の名・神田のみの朝明・飯高郡とはそれぞれ相違している。これは、神郡化した時点での、国衙領の存在形態、国衙領支

示されていると考える。すなわち、「千時一福宣晴宗」の一行がそれであり、これは、彼が一福宣存在中、彼の本を勘文したという意味に他ならない。従って、本書は彼の存任期間、応安元年閏六月以降、死去する永和二年迄の八年間という事になる。

④⑪ 建久三年・承久年間・弘安九年の注文と、建久四年以下神宮へ注進されたものとは峻別されなければならないが、後者の注進自体も、遷宮日食米賦課のため作成されたものとしてこれと異なるものと二類型ある事に留意したい。

第7表 『神鳳鈔』記載項目

郡名	神郡	郡所当	郷名	名	神田	郡・郷司職田	参考『公文抄』補任
度会	○	×	* ⁽¹⁾ 倭名抄郷	×	×	×	郡司、権大領、惣追捕使
多気	○	×	* ⁽²⁾ //	×	×	×	郡司・惣追捕使
飯野	○	×	* ⁽³⁾ //	×	2ヶ所	×	郡司・惣追捕使
飯高	○	○	×	○	○	×	南・北郡司
一志	○	×	×	2ヶ所	3ヶ所	×	惣追捕使
安西	○	○	×	○	○	郡司・度会権大領	東西郡司・政所
安東	○	○	×	×	×	×	惣追捕使
奄芸	○	×	×	×	×	×	×
河曲	○	×	×	数ヶ所	3ヶ所	×	×
鈴鹿	○	×	×	×	×	×	×
三重	○	○	* ⁽⁴⁾ ×	○	○	郡司・柴田、河後郷司	柴田・河後郷司
朝明	○	○	×	○	○	郡司	×
員弁	○	○	* ⁽⁵⁾ ×	○	○	郡司・宮・久米・笠間郷司	久米郷司
桑名	○	×	×	×	×	×	×

- * (1) 田辺郷ハ不記載。城田郷ハ、外・内城田郷トアリ。
- * (2) 度会郡田辺郷ガ記載サレテイル。
- * (3) 倭名抄潛代郷ト井手郷ト同ジトイウ説ニ従ウ。
- * (4) 郷名トシテハ、柴田・河後郷ガ見エルガ所領ヲ指シテハイナイ。
- * (5) 郷名トシテハ、宮・久米・笠間郷ガ見エルガ、所領ヲ指シテハイナイ。

配のあり方の差違を反映したものととも考えられる。神三郡においては、倭名抄郷が支配の単位となっており、『年中行事記』を見ても、宇治郷・箕曲郷・中万郷のごとく、郷単位の賦課、あるいは大小刀禰・祝部・住民への賦課が行われ、祭祀体系の中に組み込まれているのである。これに対し、安濃郡以下に名田・神田の記載が多数にのぼるのは、まさに、国衙名成初期に神郡化の時期があたっている事を端的に示している^④。これら名は神宮が郡・郷司補任権・納所などの徴税機構等々の掌握によって、官物徴収の基礎単位^⑥として位置付けられていたのである^⑦。以上のように、各神郡においては支配形態こそ異なれ、重要な事は、これらが何れも、国衙領を継承したものであり、神宮の直轄地であったという事である。『神鳳鈔』には、神郡としてのこれら特徴が鮮やかに反映している事を確認した上で、神郡支配の具体的な内容について、まず、「不輪公判」についてみよう。『公文抄』には次の文書例が収録されている。

不輪御箇判符様

判

依請

以件所開田并常々潮入、号船江新御箇^⑧、為不輪神領、

可令備進二宮御贄、但於他領相交者非此限 以判

この祭主の不輸公判による御園建立が、単なる形式的なものでなかった事は、たとえば、飯高・一志・安濃西郡に散在した位田御園^⑨について、外宮は元久二年仮名秦茂継解状をうけ、祭主裁を請うて次のように述べている。^⑩

件御園田者、故右大弁入道時範私領也、而去永久年中申立位田、為不輸地令領掌之後、(中略)為募神威、寄進豊受太神宮御領、号位田御園者、(中略)爰年来雖為御園、未蒙公判之間、近年以降郡司支配公用之間、供祭上分之勤闕如也、(中略)早任傍例、言上惣官蒙不輸公判、如元被致^⑪祭^⑫分^⑬之勤者(後略)

と、祭主能隆の公判・安西郡大領郡務使角某の郡判を得ている。このような祭主の公判は、いわば国司免判に相当するものであり、神郡に対する国衙行政権の掌握を明確に示している。^⑭次に検断権についてみてみたい。これについては、鎌倉末から室町期にかけての、神三郡における神宮検断権を詳細に論じた西山克氏の秀れた業績がある。^⑮氏が明らかにされた神三郡検断権の掌握は、鎌倉初期に迄遡及可能のと思われる。しかしながら、神宮の検断権は神三郡に限定されたものであろうか。氏も引用されている元徳二年の伊勢守護金沢貞頭書状には、「神三郡にはいまたいろひさたせず候^⑯」と神三郡に限られたものかの様に思われる。ここで次の史料、元徳二年の鎌倉幕府下知状に注目したい。

富樫介 法師^{法名定照}
^{今若死去}子息次郎

伊勢国飯野・多気・三重・安濃・奄・員弁郡々地頭職事

右郡々者本所一円地也、而彼土民等背 勅裁、及敵対之間、為絶彼狼籍、可被補地頭之旨、本所就被望申、以定照被補地頭畢、(以下略)^⑰

この史料中みえる「郡々」が全て、神郡である事を確認した上、幕府がこれら「郡々」を本所一円地と称している事に注意したい。この場合の本所とは、組織体としての伊勢神宮、もしくは祭主を指す事は明らかである。そして、狼藉鎮圧のために「本所就被望申」き、郡地頭の設置をみている事に注意するならば、神郡の追捕・検断権は本来的には神宮(祭

主)にあったと解釈できるのではないか。¹⁵⁾次に検注権については、『公文抄』に

検注御下書様

下

可早任先例、令致沙汰、何郡何所初着検注事

右件所納所トモ名トモ 可令検注言上之状如件以下

正和三年十一月十九日

祭主――

右文書中に、「納所」、「名」とあるごとくこれが国衙領に對するものであり、国衙検注権を繼承したものである事を端的に物語っている。検注に関する史料は少なく、承久二年の平某注進状案に、

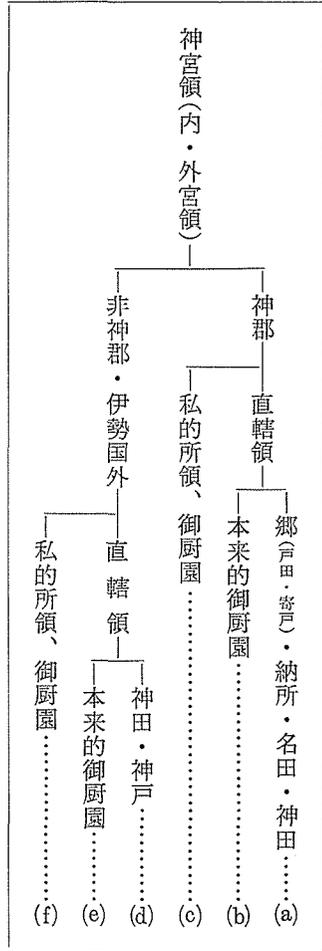
安濃西郡検注使分氣部右近充景康、淨□寺用田検注之間、(後略)¹⁶⁾

とみえるのみであるが、これも、形式的ではなく、実際にその権限が発動されていた事を確認できるのである。

以上のごとく、鎌倉期においても、神宮(祭主)は神郡に對する国司的権限を掌握、発動していた事は明らかになったと思う。¹⁷⁾「神領注文」において、神郡所在の御厨園が記載されなかった所以は、神宮のこのような神郡支配権によるものであった。それはまた、「安濃郡者、勅宣奉寄之間、為 二所神宮御領、本所進止之間」と「本所進止」と主張され、幕府よりも「本所一円地」と認識されるものであったのである。

神宮領を分析する場合、神郡の性格を正確に把握する事が不可欠の条件である事が理解されたと思う。以上、述べ来た事から、全神宮領を類型化して表示すれば次のようになる。

資料としては、「神領注文」は(f)と(d)の一部のみの記載であり、『神鳳鈔』には(a)・(c)・(d)・(f)のみが記載され、(部分的には(b)・(e)は追筆という形で記載されている)としている事、つまり、両資料には神宮の重要所領は欠落している事を前提にして今の神宮領の分析がなされなければならぬといえよう。



- ① 棚橋光男前掲論文
- ② 棚橋光男『中世成立期の法と国家』Ⅷ「寛御厨と権禰宣」
- ③ もとより、『神鳳鈔』の成立時点では、倭名抄郷が著しく変貌してある事はいうまでもない。一つには、その内部に祠官の私領的存在である御厨園の成立によって、一つには、その内部に発生した新しい地域的集落の成立によってである。『公文抄』に射和・小俣村刀禰職補任状がみられるごとく、郷の変貌とそれに応じた支配体制の変化は鎌倉期にみられる。なお、南北期／室町期については、西山克氏の秀れた業績がある。(同氏「伊勢神三郡政所と検断」(下)、『日本史研究』一八二・一八三号)、「南北期の権力と惣郷」(日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』所収)また「諸厨帳」に諸郷祭料として継橋郷以下神三郡内の倭名抄郷に対する祭料が記載されているが、郷
- ④ 安濃郡に神田が多数みられるのは、国衙名の所当官物を四姓給捧・俸祿田として充当したものと思われる。給捧田は『玉葉』建久二年十二月十日条によれば、「不輸」が認められ、当時、「充滿国内」していたが、弘安二年の大中臣永盛申状(『鎌遣』一三六二〇、兼仲卿記弘安六年十一月・十二月卷裏文書)に、「伊勢国安濃郡宇河別名奉幣使勤勞分」(為公用別地・本所一向進退間、令支配四段代者也、彼田所在西郡也、假名定富)と安濃郡に多く設定されていた。おそらく安濃郡は、「凡当郡」田者度四姓幣使俸祿、被奉[]圍領於太神宮地候」とあるごとく、俸祿田設定のために寄進されたためであろう。なお、「郡司田所等奉祿田勘定之文」と郡司の支配下にあった(『鎌遣』

一六五〇一、兼仲卿記正応元年二月条裏文書。

⑤ 納所が、十二世紀にかけて、徴税単位化しつつあった事は、棚橋氏前掲書に委しい。鎌倉期においては、たとえば、朝明郡干与田納所が祭主分附地とあるごとく、『鎌造』一二七四三、兼仲卿記弘安四年八月・九月巻裏文書)、所領化しつつあった。納所は、この他、安濃郡納所(安東郡専当沙汰之)、河後本納所(公文抄)、三重郡市納所(御厨帳)、朝明郡と思われる仲豊・田口納所(経後卿記)正元元年四月二十二日条他)などが神官領とみられるが、いずれも『神鳳鈔』には記載がない。また『民経記』寛喜三年九月一日・十月九日条には公卿勅使閑馭家人夫・伝馬を「神宮納所」が武威をかり、対捍している事がみえる。

⑥ 「光明寺文書」に収められている次の史料は、『鎌造』二二〇三三、鎌倉期における「官物徴収」を示すものであろう。

〔河〕後御領老町五段官物米

合

三石四斗中 未進四斗

正物二石七斗六升 船賃二斗四升余之定

已上兩方正物七石五斗七升五合進納日々

(中略)

右注進如件

建保三年十二月卅日 定使物忌内人度会請則上

⑦ 棚橋光男前掲書所収論文

⑧ 『神鳳鈔』にはみえない。比定地としては、度会郡船襲の地が有力。

⑨ 『神鳳鈔』にはみえない。「御厨帳」には飯高郡のみに記載。

⑩ 『鎌造』一五八四、「光明寺文書」

⑪ この他、祭主与判の例としては、

弘安八年の大中原某請文(『鎌造』一五七一九、兼仲卿記弘安十年三月・四月巻裏文書)に、有爾郷宇保村□を、「為仰」威、宛大神宮御園、可令備進供税之由、触神宮之間、云祭主、云禰宜等、与判状明□也。」とある例。後の史料になるが、『氏経卿引付』に

序宣可早任先例停止、前田方非違乱、専神税伊勢国飯野郡魚見郷内深田御園老町事 右件田地者、任去仁治三年八月為郷之寄進状并祭主下知旨、全知行為神税莫煩、(中略)

(以下略)

また、「年中行事記」に、「上津長へ同先々雖勤仕、従故浦田長官之時(俊定、一禰宜在任、仁平三ノ嘉応二年)成不輸公判」とある。なお、祭主公判以前に、禰宜の与判によって御厨園を号した事は掲載史料からもうかがわれるが、古くは、永承五年の荒木田某寄進状に内宮禰宜の与判した例がある(『平造』六七七、「徴古文府」)。このような禰宜の与判のみをもって御厨園を称した例が多いのではないか。『神鳳鈔』不記載の御厨園はこれに該当するのではないであろうか。たとえば、法常住院領三重郡吉川御園は「仮名伴常兼以当御園一町三段寄進神宮之状并神宮与判之状正文長承元年九月十八日」とあるが、『神鳳鈔』、「御厨帳」とともにみえない。『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)所収「光明寺古文書」一九一―二)

⑫ 以上の事は、大國庄の分析や寛九御厨の成立過程を論ずる場合、不可欠の視点となろう。寛丸名から御厨への変化は、祭主公判によって実現した可能性が強く、祭主と権禰宜層の対立のみによっては説明できない。

⑬ 西山克氏前掲「伊勢神三郡と検断(下)」

⑭ 「金沢文庫古文書」第一四二二号、

⑮ 四天王寺所蔵「如意宝珠御修法日記」紙背文書(杉橋隆夫「四天王

寺所蔵『如意宝珠御修法日記』・『同』紙背（富樫氏関係）文書について、『史林』五三巻三号所収）

⑮ ただし、「菴」の次に「芸」脱カと編者はするが、むしろ「菴」を誤記したと考える方が正しいのではないか。

⑯ 郡地頭が入間田宣夫氏が言われるごとく（『郡地頭職研究序説』豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』所収「郡地頭職と公田支配」、『東北大学日本文化研究所研究報告』別巻六）国衙行政権を吸収した権限を持つものと考えた場合、たとえ「本所就被望申」き設置されたとしても、その及ぼした影響は多大であったと思われる。なお、「快禪伊勢国守護方検断覚書」（『日本塩業大系』史料編古代・中世（二）所収、「光明古文書」卅・一）にみられる犯人引渡しの地域区分の問題など考察すべき点が多い。また、『新編追加』所収の関東評定事書中、

一、伊勢国道前三郡政所者、雖七十年、依申状子細、本所蒙御成敗事、

と朝明・三重・員弁三郡の政所職が七十年にわたって神宮から離れたいた事を如何に考えるか、など問題がある。（なお、道前政所蔵は『吾妻鏡』建永元年五月六・二十四日条によれば、加藤光員が補任されている。『鎌倉遺文』はこの事書を弘長四年にかけて収録しているが、件の条文中、「北条入道御時掠給御下文、及九十余年」とある事から

十三世紀最末になるのではないかとすれば、光員が承久の乱に京方に加わったため没官され、道前政所職は幕府が手中にした可能性が高い。）

⑰ 『元享三年内宮假殿遷宮記』紙背文書に 伊勢国佐山御箇狼藉事、
寛賢重申状調具奏聞之處、神郡検断事、任申請被仰下之旨如賢賢申状頗以緩意歟、事実者不可然之由所被仰下世廿、以此旨可被下知祭主之状如件と後醍醐天皇論旨がある。神郡検断権が祭主にある事を確認したものであろうか。

⑱ 『鎌倉』二六九二、『民経記』嘉祿二年自四月至九月卷裏文書、なお字句を、大日本古記録『民経記』によって改めた箇所がある。

⑳ 『公文抄』にみられる内膳司領鈍（鮫）川供御人に関する祭主の請文、あるいは、『元享三年内宮假殿遷宮記』紙背文書は、神宮領が混在しているので紛らわしいが、蓮華王院領女河原塩浜の例が示すように、基本的には、神郡における祭主への尋沙汰を命じたものであり、尋沙汰権をも神宮が保持していた事を示している。しかし、公卿勅使駅家雑事坂高郡鑑が、『公文抄』によると、国司が徴収している事、また『吾妻鏡』文治三年四月二十九日条にみえるごとく、関東御領であるとはいえず、留守所から神郡内の庄園（富田・豊田庄等）に賦課されている事など、残された問題も多い。

（三重大学）

The “List of Ise-daizingū-ryō” 伊勢太神宮領注文 of
1192 and “Sinpōsyō” 神鳳鈔 : a basic point of view
for the study of Zingū-ryō 神宮領

by

Noriaki Inamoto

It is well known that the “List of Isezingū-ryō” which was handed over to the Dazyōkan in 1192, and “Sinpōsyō” are documents of major importance for the study of Zingū-ryō, but the author feels that they have been used without sufficient examination about their character. This study is such an examination, which has made clear that the list of Zingū-ryō lacks references to the fiefs of Singun 神郡 in the Ise country 伊勢国, to those outside the Ise country and to those of no-Singun.

Moreover, the “Sinpōsyō” consists of documents of the Zyōkyū 承久 Period (which were written to establish a system of cult and differs in character from the “List of Zingū-ryō”), and of the other documents written for the imposition of Nissyokumai 日食米 at the time of Sengu 遷宮. But the author has discovered that the documents of the Zyōkyū Period, which supposedly show the complete dominion of Zingū, contain mere mention of Naigū-ryō 内宮領, and nothing on Tyokkatu-ryō. 直轄領

It is suggested that taking into consideration these new facts is necessary for the study of Zingū-ryō.

The Rite of Jitian 藉田 and the tributary labour on the
Gongtian 公田 in the Spring and Autumn 春秋 period

by

Yoshisuke Taniguchi

As regards the Rite of Jitian in the Spring and Autumn period, there